

令和4年10月定例会 教育長報告

◆ 10月の主な活動

- 7日 教育委員会臨時会（清水庁舎）[教育長・委員]
- 15日 しづおか教師塾 第14期入塾式（清水庁舎）[教育長]
- 19日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]
- 24日 校長会支部訪問（長田南小学校）[教育長・委員]

◆ 11月の主な予定

- 4日 校長会支部訪問（竜爪中学校）[教育長・委員]
- 9日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]

規2-(2)

議案第14号

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則を次のように定める。

令和4年10月19日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市特別支援教育推進計画の策定に当たり、特別支援教育に関し優れた識見を有する者や保護者代表等の関係する者の意見を広く聴取する必要があるため、静岡市附属機関条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき制定するものである。

| | | |
|------|-----|------------|
| 審査議案 | 第 号 | 静岡市例規集 卷 頁 |
|------|-----|------------|

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局学校教育課）

| | |
|---------------------|--|
| 1 例規の名称 | 静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則 |
| 2 制定改廃の別 (該当を選択) | <input checked="" type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止 |
| 3 制定改廃の理由 | <p>平成19年に特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、本市においても特別支援学級及び通級指導教室の設置や特別支援教育支援員の配置などの取組により、支援体制を整えてきた。</p> <p>しかし、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加し、また特別支援教育に係る関連法（障害者基本法、障害者差別解消法、医療的ケア児支援法等）の整備が進む中、一人一人の教育的ニーズに応え、個別最適な指導を提供するためには、更なる支援体制の充実が求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和5年度から令和12年度の8年間の静岡市特別支援教育推進計画を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指していく。</p> <p>推進計画の策定にあたっては、特別支援教育に関し優れた識見を有する者や保護者代表等の関係する者の意見を広く聴取するため、附属機関の設置が必要となる。</p> <p>ただし、設置された附属機関の開催時期は、推進計画の策定までとなり、その設置期間は1年以内であることから、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき、臨時的事務を処理するための附属機関を設置し、必要な細目を定める必要がある。</p> |
| 4 施行期日 | 公布の日から |
| 5 制定改廃の概要 | <p>（1）静岡市特別支援教育推進計画の策定にあたり、臨時的事務を処理するための附属機関を設置することとした。（第1条関係）</p> <p>（2）附属機関の名称を、「静岡市特別支援教育推進計画策定委員会」とすることとした。（第2条関係）</p> <p>（3）所掌事務を①静岡市特別支援教育推進計画の策定について調査審議すること、②静岡市特別支援教育推進計画に関し、静岡市教育委員会に意見を述べること、とすることとした。（第3条関係）</p> |

| 審査議案 | 第 号 | 静岡市例規集 卷 頁 |
|-----------------|-----|--|
| | | <p>(4) 附属機関の委員を①特別支援教育に関し優れた識見を有する者、②特別支援教育に係る学校の職員③障害者支援関係団体を代表する者④市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者、⑤市民から構成することとした。(第4条関係)</p> <p>(5) 委員の任期等を委嘱の日から令和5年10月31日までと定めることとした。(第5条関係)</p> <p>(6) 委員長を定めることとした。(第6条関係)</p> <p>(7) 会議を定めることとした。(第7条関係)</p> <p>(8) この規則は、公布の日から施行し、令和5年10月31日限り、その効力を失うこととした。</p> |
| 6 法的な検討事項 | | 静岡市附属機関設置条例との整合性 |
| 7 関係する法令・条例等 | | 静岡市附属機関設置条例第2条第4項 |
| 8 予算措置等 特記事項 | | 別途財政課と協議の上予算流用予定 |

静岡市教育委員会規則第　　号

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年　　月　　日

静岡市教育委員会

教育長　赤堀　文宣

静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市特別支援教育推進計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市特別支援教育推進計画策定委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市特別支援教育推進計画の策定について調査審議すること。
- (2) 静岡市特別支援教育推進計画の策定に関し、静岡市教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 特別支援教育に関し優れた識見を有する者
- (2) 特別支援教育に係る学校の職員
- (3) 障害者支援関係団体を代表する者
- (4) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (5) 市民

3 教育長は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年10月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。

○静岡市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年3月20日条例第5号

令和3年3月11日条例第5号

令和3年12月15日条例第76号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要な都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要な都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)